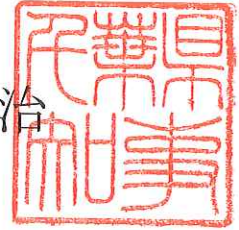


平成28年12月13日

伊藤仁塗装 (株)

伊藤 伸一 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

平成 28 年 10 月 31 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	千葉県知事 許可 (般 - 28) 第 14557 号
許可の有効期間	平成 28 年 12 月 18 日から 平成 33 年 12 月 17 日まで
建設業の種類	

建築工事業
左官工事業
鋼構造物工事業

大工工事業
とび・土工工事業
内装仕上工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 33 年 11 月 17 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)